



第13章 共済組合について

地方公務員共済組合制度の概要

担当
部署

総務課
庶務担当

☎ 03-5320-7306 (内線57-111~3)

✉ S9000059@section.metro.tokyo.jp

1 | 地方公務員共済組合制度の概要

地方公務員共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づいて、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付及び長期給付を行い、併せて福祉事業を実施しています。これによって、地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されています。

1 地方公務員共済組合の構成

地方公務員は、都道府県の職員については主としてその職種によって、市町村の職員についてはその所属する市町村の区分等によって、次に掲げる組合を組織することとされています。

地方
公務員
共済
組合
連合
会

1 地方職員共済組合 (1 組合)

道府県の職員 (2 及び 3 の職員を除く。)、地方団体関係団体の職員

2 公立学校共済組合 (1 組合)

公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所属教育機関の職員

3 警察共済組合 (1 組合)

都道府県警察の職員並びに警察庁及び皇宮警察本部の職員

4 東京都職員共済組合 (1 組合)

都及び特別区の職員 (2 及び 3 の職員を除く。)

5 指定都市職員共済組合 (10 組合)

指定都市 (札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市) の職員 (2 の職員を除く。)

6 市町村職員共済組合 (47 組合)

都道府県ごとの区域内の市町村の職員 (2、5、7 の職員を除く。)

7 都市職員共済組合 (3 組合)

旧市町村職員共済組合法の規定の全部の適用を受けていなかった特定の市 (仙台市、北海道の一部の市、愛知県の一部の市) の職員 (2 の職員を除く。)

全国
市町村
職員
共済
組合
連合
会

◆ 組合別組合員数等

組合名	組合数	組合員数（長期給付適用）
地方職員共済組合	1 (47)	325,219 人
公立学校共済組合	1 (47)	1,058,044 人
警察共済組合	1 (49)	297,832 人
東京都職員共済組合	1	125,887 人
指定都市職員共済組合	10	※ 1,194,155 人
市町村職員共済組合	47	
都市職員共済組合	3	
計	64 (143)	3,001,137 人

(注) 組合数の () 内は、支部数

組合員数は総務省の「令和2年度地方公務員共済組合等事業年報」の数値（令和2年度末）

※ 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員数の合計

2 地方公務員共済組合連合会

地方公務員共済組合連合会は、地方公務員の年金制度の健全な運営を維持していくため、年金の財政単位を一元化し、年金財政基盤の安定化を図るとともに、共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として設立された組織です。全ての地方公務員共済組合をもって組織されています。

◆ 連合会の事業

- 1 年金積立金の管理・運用
- 2 組合から預託された業務上の余裕金の管理・運用
- 3 技術的及び専門的な知識、資料等の提供
 - * 年金事務機械処理標準システム等の開発・提供
- 4 実施機関との情報交換及び連絡調整
- 5 厚生年金拠出金及び交付金に関すること
- 6 基礎年金拠出金の納付等
- 7 年金払い退職給付に係る基準利率、保険料率等の算定
- 8 国家公務員共済組合連合会との財政調整拠出金に関する事務
- 9 その他目的を達成するために必要な事業
 - * 基礎年金の給付に関する事務
 - * 諸外国との間の年金通算等に関する事務
- 10 介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料並びに個人住民税の特別徴収に係る事務
- 11 マイナンバー制度における年金関係の情報連携

東京都職員共済組合の機関

担当
部署

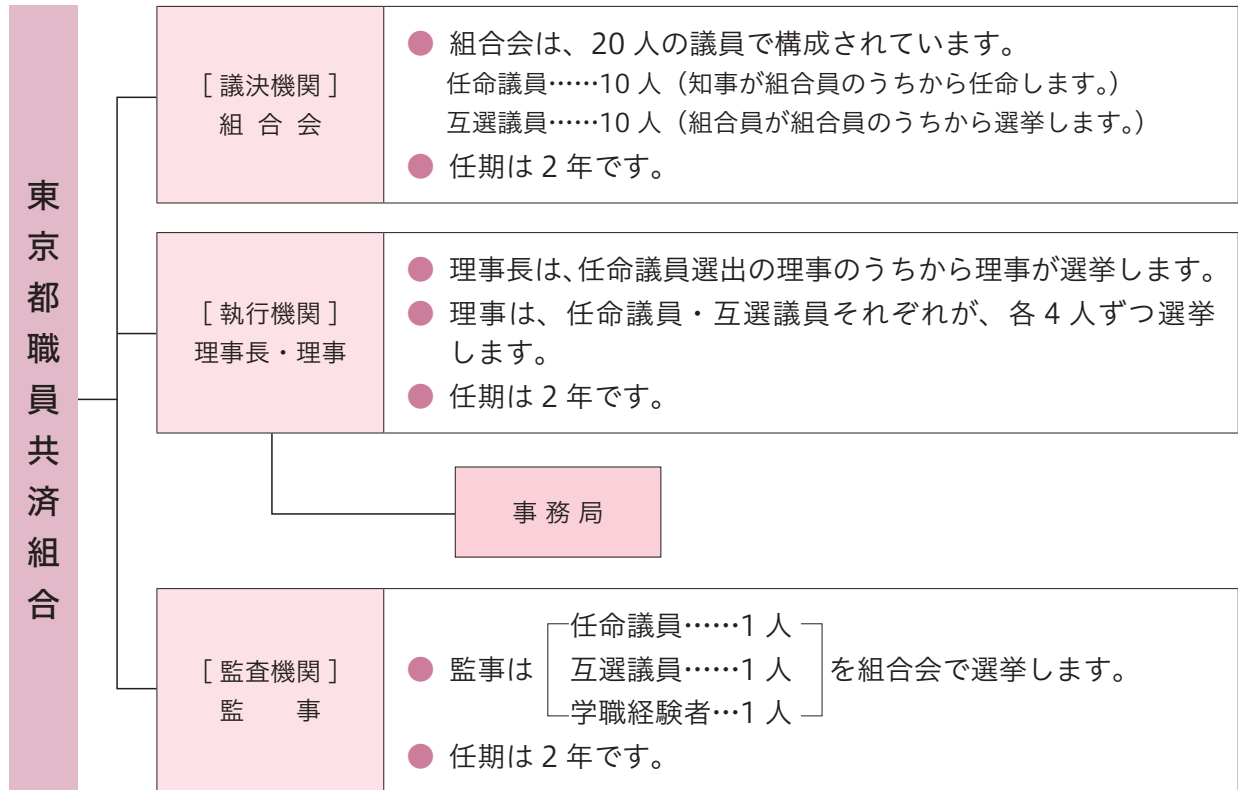
総務課
庶務担当

☎ 03-5320-7306 (内線57-111~3)

✉ S9000059@section.metro.tokyo.jp

東京都職員共済組合（以下、都共済という。）を運営するため、議決機関、執行機関、監査機関の三つの機関が置かれ、執行機関の下に事務を処理する事務局が置かれています。

また、このほかに審査会、診療報酬等調査委員、障害審査委員が置かれています。



◆ 不服審査機関——「審査会」

組合員の資格や給付に関する決定、掛金等の徴収、組合員期間の確認、障害基礎年金に係る障害の程度の診査について不服がある場合は、「審査会」に対し不服審査の請求をすることができます。

審査会は、理事長が委嘱した、組合員を代表する者、都及び区を代表する者、公益を代表する者、それぞれ2人の計6人の委員で組織されています。審査会委員の任期は3年です。

◆ 諮問機関——「診療報酬等調査委員」・「障害審査委員」

短期給付と長期給付の適正を期すための諮問機関として、「診療報酬等調査委員」と「障害審査委員」が設けられています。それぞれ、理事長が委嘱した医師によって組織されています。

各諮問機関の運営に関しては、「診療報酬等調査委員」は年金保険部医療保険課（03-5320-7322（内線57-214））が、「障害審査委員」は年金保険部年金課（03-5320-7357（内線57-277））が、それぞれ担当しています。各委員の任期は1年です。

東京都職員共済組合の事業

都共済が目的達成のために行っている様々な事業は、大きく次の三つに区分できます。

1 | 短期給付事業

この事業は、民間の会社などで働く人たちが加入する健康保険に相当するもので、「法定給付」と「附加給付」があります。法定給付は、法律で給付の種類や内容が定められたもので、どの地方公務員共済組合でも同じ給付内容ですが、附加給付は、法令の定める基準に従って、財政事情などを考慮しながら、各共済組合が定款で定めているものです。

1 給付の内容

- ① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付……………法定給付
- ② 組合員の休業に関する給付……………法定給付
- ③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付……………法定給付
- ④ ①～②の給付に加えて支給する給付……………附加給付

2 短期給付事務 担当区分

所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由してお問合せください。

部 署		担 当 事 務
医 療 保 険 課	医療保険担当 03-5320-7322 (内線 57-211 ~ 4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療保険制度に関すること ● 特定疾病療養受療証の交付に関すること
	資格担当 03-5320-7324 (内線 57-221 ~ 7)	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員の資格や被扶養者の認定に関すること ● 高齢受給者証の交付に関すること
	給付担当 03-5320-7326 (内線 57-231 ~ 5)	<ul style="list-style-type: none"> ● 療養費、出産費、傷病手当金、育児休業手当金等の給付に関すること ● 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関すること
	公費担当 03-5320-7329 (内線 57-238)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公費負担医療に関すること
	求償担当 03-5320-7328 (内線 57-236 ~ 7)	<ul style="list-style-type: none"> ● 弔慰金及び災害見舞金に関すること ● 第三者行為（交通事故等）に関すること ● 「公務（通勤）災害に伴う組合員証使用届」に関すること ● 給付制限に関すること

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

3 掛金・負担金と医療費の流れ

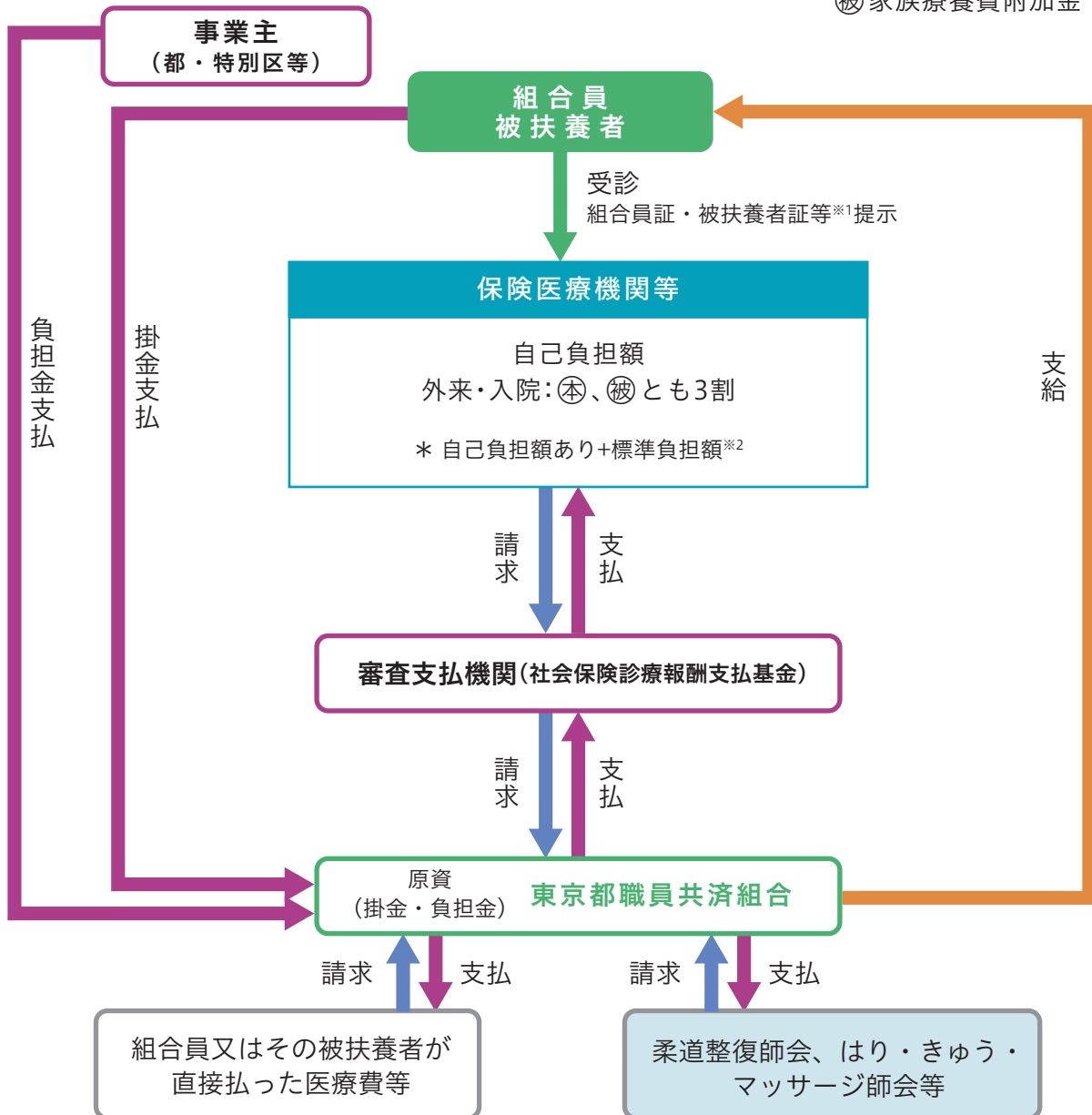
都共済では、組合員とその被扶養者が病気やけがをした場合、その医療費等は、組合員が負担する掛金と事業主が負担する負担金を原資に、原則として審査支払機関を通じ各医療機関に支払っています。また、柔道整復、はり・きゅう、マッサージについては、請求に基づき都共済が各医療機関等に直接支払っています。

◆ 医療費等の流れ

Ⓐは組合員本人、Ⓑは被扶養者の場合です。

Ⓐ 一部負担額払戻金

Ⓑ 家族療養費附加金



※1 組合員証・被扶養者証等とは、組合員証、被扶養者証、高齢受給者証（該当者のみ）、特定疾病療養受療証（該当者のみ）、及び限度額適用認定証です。

※2 標準負担額とは、入院時の食事又は生活療養に係る窓口負担額で、法令等で定められた定額をいいます。

* 受診歴のある全ての組合員世帯に「医療費のお知らせ」を職場を通じて配布します。

- ① 自己負担額は（1）未就学児は2割、（2）高齢受給者証持参の方は2割（平成26年3月31日までに70歳に達している方は特例措置で1割）又は3割、（3）特定疾病療養受療証（P.9参照）の交付を受けている方は1万円（人工腎臓を実施している慢性腎不全の方のうち、70歳未満で、診療月の標準報酬月額が530,000円以上である組合員又はその被扶養者は2万円）までです。
- ② 「高齢受給者証」は、70歳の誕生日の属する月（1日生まれの方はその前月）の下旬に当共済組合から所属所（勤務先）を経由して交付します。70歳の誕生月の翌月（1日生まれの方は当月）以後の受診の際には、組合員証と併せて医療機関等へ提示してください。
- ③ 医療機関等の窓口へ支払った医療費から25,000円（基礎控除額）を控除した額が、高額療養費及び一部負担金払戻金（被扶養者の場合は家族療養費附加金）として組合員に支給されます。なお、標準報酬月額が530,000円以上の方の基礎控除額は50,000円です（P.5参照）（⑤の場合は、一部負担金払戻金又は家族療養費附加金のみ。）。
- ④ 訪問看護ステーションを利用した場合は、「保険医療機関」の外来と同様の取扱いになります。
- ⑤ 窓口負担額が高額になる場合、「限度額適用認定証」を提示すると、所得区分に応じた自己負担限度額に軽減することができます。（第1章「高額な窓口負担の軽減」参照）

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

—医療費の返還について—

資格喪失後に医療機関などを受診された場合、 医療費を返還していただきますのでご注意ください

組合員、被扶養者の資格喪失手続後、当共済組合の組合員資格、被扶養者資格は喪失となり、現在お持ちの組合員証や被扶養者証は使用できなくなります。**資格喪失後は、組合員証や被扶養者証を絶対に使用しないでください。**

組合員証や被扶養者証を使用された場合は、当共済組合が負担した医療費7割（一部8割または9割）と附加金などの給付金全額を一括返還していただきます*。

近年さかのぼって資格を喪失される事例が多発しています。数年間さかのぼって資格を喪失した場合、高額な返納金が発生する可能性が高くなります。また、時効により、返還を受けることができなくなることもあります。

* 医療機関などの受診回数、受診内容によっては高額な医療費などを返還していただく場合があります。

◆ 短期給付の種類

		法定給付	附加給付	給付の理由	参照ページ
保健給付	組合員	療養の給付	一部負担金払戻金	病気・けが 訪問看護	4
		保険外併用療養費			3
		療養費			20
		訪問看護療養費			5
		入院時食事療養費			15
		入院時生活療養費			16
		高額療養費			6
	被扶養者	高額介護合算療養費		医療及び介護の 利用負担軽減	11
		移送費		移送	24
		出産費	出産費附加金	出産	41
		埋葬料	埋葬料附加金	死亡	53
		家族療養費 ^{※1}	家族療養費附加金 ^{※2}	病気・けが 訪問看護	5・20 15・16
		家族訪問看護療養費	家族訪問看護療養費附加金		5
		高額療養費			6
		被扶養者	家族移送費		移送
家族出産費			家族出産費附加金	出産	41
家族埋葬料	家族埋葬料附加金		死亡	53	
組合員	傷病手当金		傷病手当金附加金	傷病	25
	出産手当金			出産	45
	休業手当金			休業	30
	育児休業手当金		育児	48	
	介護休業手当金		介護	31	
災害給付	組合員	弔慰金		死亡	40
		災害見舞金		災害	38
	被扶養者	家族弔慰金		死亡	40

※1 保険外併用療養費、入院時食事療養費・入院時生活療養費相当分を含む。

※2 入院時食事療養費・入院時生活療養費相当分は対象外。

2 | 長期給付事業

この事業は、組合員が退職後一定の年齢に達したとき、在職中の病気やけがで障害の状態になったとき、あるいは死亡したときに、組合員の生活や残された家族の生活を保障するために、年金などの支給を行うものです。

給付は、「厚生年金保険」、「経過的職域加算額（共済年金）」、「年金払い退職給付」の各制度に基づくもので、それぞれに「老齢年金」、「障害年金」、「遺族年金」等の給付があります。

「経過的職域加算額（共済年金）」は平成27年9月30日までの共済組合員期間に応じた額が支給され、「年金払い退職給付」は平成27年10月1日以降の共済組合員期間に応じた額が支給されます（共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分は平成27年9月で廃止されました。）。

	(給付の種類)	(参照ページ)
厚生年金保険 ※1	老齢厚生年金	93
	障害厚生年金	105
	遺族厚生年金	122
経過的職域加算額 ※2	退職共済年金 (経過的職域)	138
	障害共済年金 (経過的職域)	139
	遺族共済年金 (経過的職域)	139
年金払い退職給付 ※3	退職年金	142
	公務障害年金	144
	公務遺族年金	144

※1 厚生年金保険法の規定により支給

※2 地方公務員等共済組合法及び被用者年金一元化法附則の規定により支給

※3 地方公務員等共済組合法の規定により支給

3 | 福祉事業

この事業は、短期・長期の給付事業以外で、組合員と被扶養者の健康の保持・増進など福祉の向上を目的として実施する事業です。

都共済では、特定健康診査・特定保健指導や人間ドック利用助成などの健康づくり・疾病予防事業、委託保健施設（夏・冬季、リフレッシュ宿泊施設）などの保健事業、直営健康管理施設（シティ・ホール診療所）、保養施設（箱根路開雲）、総合保健施設（アジュール竹芝）の運営を行っています。

個人番号（マイナンバー）の利用

担当
部署 総務課
文書広報担当

☎ 03-5320-7307 (内線57-121~3)

✉ S9000059@section.metro.tokyo.jp

都共済では、法令に基づいて短期給付（医療給付等）及び長期給付（年金）の事務を行う際に、組合員、被扶養者（短期給付）の個人番号（マイナンバー）を取得し、利用しています。

1 | 個人番号（マイナンバー）を利用する事務

短期給付及び長期給付の決定・支給等に関する事務で利用します。

2 | 個人番号（マイナンバー）の利用目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づき、以下のとおりと定められています。

- ① 「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」（第9条別表1の24）
- ② 「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」（第9条別表1の39）
- ③ 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務」（第9条別表1の101）

3 | 個人番号（マイナンバー）の取得方法

1 短期給付事業

番号法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を用いて取得します。

基本4情報の不一致のため個人番号が取得できなかった場合は、都共済が組合員本人より個別に取得します。

2 長期給付事業

番号法第14条第1項及び第2項の規定に基づき、老齢給付を請求される際に年金請求書に記載していただくとともに、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得します。